

遺言（普通方式）の種類と注意点（2020年1月作成）

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
方法	遺言者本人が自らの手で、全文と日付・氏名を書き、押印する。 但し、2019年1月13日以降は民法改正により「財産目録」はパソコンなどで作成可。	遺言者本人が証人2人以上の立会いの下、公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が遺言者の口授を筆記し、遺言者および証人に読み聞かせ、全員がその筆記の正確なことを承認した後、署名押印する。	本人が遺言書を作成・封印し、自分の遺言である旨を証人立会のもと、公証人に申述する。
日付	「令和2年1月10日」等と明確に記載する（「令和2年1月吉日」は不可）。		
印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・実印・認印いずれも可（実印が望ましい） ・「花押（記号・符号）」は不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は実印（印鑑登録証明書が必要）。 ・証人は実印・認印いずれも可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は遺言書に押印した印にて封印する。 ・証人は実印・認印いずれも可。
証人	不 要	2人以上	2人以上
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかからない。 ・証人や公証人の関与を要せず簡単に作成でき、遺言書の内容を秘密にできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の不備なく作成できる。 ・家庭裁判所の検認が不要。 ・公証人が原本を保管するので、隠匿・偽造の心配がない。 ・病気等により公証人役場へ行けない場合は公証人が病院や施設に出張して作成できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言の存在を明確にし、内容は秘密にできる。 ・公証されるので隠匿・偽造の心配がない。 ・パソコンを使っでの作成や代筆でも可。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の検認が必要。 ・方式不備により、無効となる可能性がある。 ・遺言書の紛失・偽造のおそれがある。 但し、2020年7月10日以降は法務局で「自筆証書遺言」を保管する制度が始まります。 また、「検認」も不要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「公証人手数料」がかかる。 ・遺言の存在と内容が公証人と証人に知られるため、秘密にはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の検認が必要。 ・作成手続が面倒で「公証人手数料」がかかる。

【公正証書遺言】遺言者の実印・印鑑登録証明書のほか、必要に応じ、戸籍全部事項証明書・不動産登記事項証明書・固定資産評価証明書等の資料の提出を求められる場合がある。

【検認】遺言書の保管者や発見者は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく家庭裁判所に遺言書を提出しその検認を請求しなければならない(民法第1004条第1項)。提出を怠ったり、封印のある遺言書を家庭裁判所外で勝手に開封すると過料(5万円以下)の制裁を受けることとなる(民法第1005条)。また、家庭裁判所の検認済証明書のない自筆証書遺言に基づいて不動産登記を申請しても却下されるなど、各種相続財産名義変更手続の実務の観点からも、検認は必須の要件となっている。

〒145-0064 東京都大田区上池台4-10-13

ITAGAKI 行政書士事務所

行政書士 板垣一視

電話：03-3726-0149

